

旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用検討会議（第5回）

1. 開催日時 令和6（2024）年1月26日（金） 10時00分～11時40分
2. 開催場所 旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）
3. 出席者人数 旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用検討会議委員 6名
出席委員：大上委員長、井上委員、橋寺委員、山本委員、望月委員、西村委員
事務局：文化財保護課 葉山、坂原、立岡
旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）松本
（一財）京都伝統建築技術協会 村橋、鞍元
京都芸術大学 荻野
株式会社乃村工藝社 藤居
4. 公開・非公開の別 公開
5. 傍聴人数 0名
6. 前回議事録の確認
事務局より前回議事録で委員から指摘があった点を中心に説明し、確認を行った。

7. 議事内容及び発言の要旨

（1）計画策定スケジュールについて

事務局より、12月に文化庁に素案を提出し、現状変更に係る計画の内容は含まれていないため文化庁の認定計画の対象にはあらず、所定の書式に基づき所有者の責任で作成してもらえればよいとの返答を受けたことについて説明を行った。

また、本会議の検討を受けて作成した素案について、1月31日に吹田市文化財保護審議会に諮ったうえで2月1日から3月1日までパブリックコメントを行い、集約した意見を反映した最終案を3月下旬に文化庁に提出する予定であることについて、説明を行った。

（2）保存活用計画概要版について

事務局より、2月1日から実施されるパブリックコメントに際して概要版を本文素案と併せて公開することについて説明を行った。

（3）保存活用計画の主な変更点について

事務局より、前回会議から変更のあった点について説明し、確認を行った。

(質疑応答)

委員：第 1 章の文化財的価値として「構造的特徴に江戸時代における新しい傾向がみられること」という文言が追加されているが、具体的にはどの部分が新しい傾向だといえるのか。

事務局：本文中では、桁行の太い梁が二階の背面側通りに架けられていて、土間部分には細い梁しか用いずに大引天井を一面に張っていることなどが挙げられている。

委員：吹田市にある旧西尾家住宅でも似たような構造となっている。この地域の構造的特徴の早い例かもしれないが、新しい傾向、と言い切るには根拠が弱いように思う。

事務局：ご指摘を踏まえ、記述を改める。

委員：年代の表記が「年号（西暦）」の部分と年号のみの部分があるので統一すること。

委員：第 2 章の保護の方針の保存部分 B について、「当初の間取りや意匠が異なっている」という表記は違和感がある。「当初の間取りや意匠から変更されている」とした方がよい。

委員：保護の方針の区分について、保全部分についても改造して活用するという説明があったが、「保全」となると、基本的には利活用のための大きな改造はしないという整理になるのではないか。もし利活用を考えるなら、「その他部分」に区分したほうが良いのではないか。

事務局：以前に文化庁の担当者に話を聞いたところ、文化財の範囲では基本的に保存部分か保全部分となり、その他部分については除却するなどの大きな改変に限られるとのことだったため、除却をした方が良くと思われる勘定部屋の増築部分についてのみ「その他部分」とし、内部を改造する可能性はあるが、外観を保全する、もしくは修景することを考えている主屋の便所・浴室・脱衣室、勘定部屋の西側部分、勝手門の男部屋については保全部分とした。

委員：別の建物の保存活用計画に携わったことがあるが、その時は、文化財であっても整備する部分については「その他部分」に区分していた。除却も想定している勘定部屋の増築部分と男部屋については異なる区分にしたい、という考えもわかるのだが、「保全部分」は活用のための改修を行わない部分という考えでいたため、どうしても違和感がある。保存活用計画は、文化財であっても活用のために改造・整備する部分を明確にしていく、ということが目的であると思うので、本当に活用のために改造が必要な部分であれば、「その他部分」として明確に区分したほうが良いと思う。第 5 章の活用計画においても、保全部分に当たる場所については「積極的整備範囲」として区分しており、「保全部分」との整合性がとれないように思う。

事務局：「保全部分」の定義を含め、事務局で整理する。

委員：第 2 章では明治期までに建てられた建物について区分しているが、平成期に建てられた茶室などについても容易に立て替えられないよう価値を整理しているのか。

事務局：環境保全計画の中で庭園の構成要素として「保存建物」「保全建物」「存置建物」と

いう形で区分している。

委員：第2章の環境保全区域区分・建物区分図にある「軒下空間」の範囲があいまいでわかりにくい。他の保存活用計画でこのような表記にしている例はあるのか。

事務局：旧中西家住宅の保存活用計画では、区域内の建物を外壁のラインで示しているが、他の保存活用計画では屋根伏図で表している場合が多いので、軒下空間が図中に現れない。

委員：「軒下空間」を個別に区分設定するのではなく、軒先ラインを点線で表記して、土地の区域区分として色分けしたほうがわかりよい。

事務局：ご指摘のとおり訂正する。

委員：「庭園の保存管理計画」について、第3章で独立して整理しているのは良いと思うが、建造物の保存に影響を及ぼす周辺環境の整備計画についても本文中には記載しているのか。

事務局：第2章の「環境保全計画」の中で記載している。

委員：第4章の「耐震対策」について、パブリックコメントで公開する資料には耐震診断結果の数値まで掲載しなくてもよいのではないか。数値だけを見て不安になる人も多いように思う。一般の方にもわかるよう文章で結果を説明するだけでもよいのではないか。

事務局：現状を示したうえで、市として必要な対策をしていくことについて理解を得られるよう説明していきたい。

委員：第5章「活用計画」の中で、連携を依頼するクラブやサークルの例として、人気上昇している将棋部を入れると理解を得やすいのではないか。また、クラブ活動の場として利用を依頼するのは高校生だけでなく、中学生のサークルでもよいのではないか。

第5章「活用計画」の「静の公開」の図式の中に「動の活用」のことが併記されていてわかりにくい。表現の仕方を工夫してはどうか。

委員：活用計画を検討するにあたり、寄贈者の意向を尊重したとのことだが、保存活用計画を事前に寄贈者に見てもらうのか。

事務局：活用の内容については吹田市に任せられている。連携の相手先については、信頼できるところを市が判断していく。

委員：活用の範囲が広がるので、寄贈者には一言お断りしたほうが良いと思う。

委員：第6章「保護に係る諸手続き」の中で、建築基準法の適用除外についての記述があるが、市の指定有形文化財は無条件で建築基準法の適用除外にならないのか。

事務局：建築審査会で認められれば適用除外になる。なお、吹田市ではこれまで個々の建物について審査会に諮った実績はない。

委員：現状のまま何も手を加えないのであればすぐに審査会に諮る必要はないだろうが、根本修理をする際には必要になってくる手続きである。

委員：パブリックコメントはどういった方法で行うのか。

事務局：2月1日から3月1日までの1月間実施する。市のホームページに本文、概要版を

掲載する他、文化財保護課、教育委員会、本庁情報公開課に印刷物を置いて公開する。
結果はホームページ上で公開する。

8. その他

文化財保護課長より、本会議をもって旧中西家住宅保存活用計画の検討会議は終了となり、1年の間検討いただいたことに対して謝辞が述べられた。

以上